

## 第4回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 5年 4月 5日 (水) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

### ・出席委員

1番 白石 淳一	2番 星野 芳寿
5番 遠藤 由理子	6番 宮下 庄吉
8番 生方 芳光	9番 萩原 正道
10番 中村 順子	11番 金井 繁行
12番 星野 博一	13番 井上 正文 (会長)
14番 牛口 長明	15番 小林 由喜子

### ・欠席

4番 石井 武久	7番 高井 武男
----------	----------

### ・遅刻

なし

### ・早退

3番 遠西 美子

### ・農業委員会事務局職員

事務局次長兼農地係長	生方 和明
副主査	笠原 宏太
副主査	宮下 和哉

・会議の概要

- 事務局次長 1. 開会前 午後1時30分  
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。  
本日、4番 石井武久委員、7番 高井武男委員より欠席の届け出がございました。  
在任委員15名中、現在の出席委員は、13名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。  
はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。
- 議長 (井上会長) 2. 開会及び会長あいさつ 午後1時33分
- 議長 3. 議事録署名委員の指名について 午後1時34分  
まず、議事録署名人の指名を行います。  
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、2番 星野芳寿委員  
6番 宮下庄吉委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
- 議長 4. 諸般の報告 午後1時34分  
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。事務局より順次、報告をお願いします。  
  
下記について報告  
(1)農地法第3条の3の規定による届出について  
(2)農地法第18条第6項(合意解約)について  
(3)農地法第4条第1項第9号の規定による届出について  
(4)群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果について  
  
これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長 5. 付議事件 午後1時37分  
議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。  
  
議案説明 7件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

関連がありますので3番・4番

5番

6番

議長

売買価格が50万円とありますが、これで間違いないでしょうか。

事務局員

申請書には、50万円と記載されています。

議長

わかりました。

議長

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

続きまして7番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第13号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第14号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。  
関連がありますので、1番・2番一括してお願いいたします。

議長 無いようですので、お諮りいたします。  
議案第14号については申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 11件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

5番

6番

2番委員      この件に関しては、現地の推進委員から不安の声が上がっているとのことで、私も内容を確認しましたが、ドッグランは次三男用地における住宅用地として適正なのでしょうか。

事務局員      まず、施設の内容についてもう少し説明させていただくと、添付書類を確認すると、施設面積のほとんどがペットホテルとドッグランとなる予定です。

また、申請地は第1種農地に当たるため、不許可の例外に当たるかどうか審査しましたが、農地法上、次三男用地であることをもって不許可の例外とする規定はありませんので、農地法の考え方でいくと、不許可の例外に当たるものはないということになるかと思われま

議長            先ほどの説明ですと、申請地が第1種農地ということで、第1種農地は原則として転用は不許可となるということ、また、不許可の例外に当たるものもないということですね。

それと、地区担当の推進委員の意見として、施設ができた場合、消毒等を行って苦情が出たりすることを心配しているということで、それらを踏まえると、不許可が妥当ではないかと思うのですが。

11番委員      そうだと思います。優良農地はできるだけ守っていくべきで、土地改良していないような農地はある程度は宅地や資材置場になることも認めるとして、その代わりに、優良農地については守っていくのが良いのではないかと思います。

議長            申請地の近くでは、昨年転用申請がありましたが、そのときも不許可になった経緯がありますので、本件についても、内容が若干変わりますが、不許可と判断しますのでよろしくお願いいたします。

議長            続きまして7番

8番

9番

10番

11番

議長            無いようですので、お諮りいたします。

議案第15号については、6番を不許可とし、それ以外は申請のとおりこれを

認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、6番を不許可とし、それ以外は申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時11分

#### 6. 協議事項

- (1) 令和5年度目標・活動計画について
- (2) その他

#### 7. 連絡事項

- (1) 行事予定について
- (2) 「沼田市男女共同参画推進委員会」委員の推薦について
- (3) その他

#### 8. 閉 会

終了 午後2時57分